平成２２年（フ）第４０５号
富山県高岡市西広谷481番地１
債務者　原田　道昭
１　決定年月日時　平成22年８月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙木　利定
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月17日午後３時55分
５　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
金沢地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３７号
岩手県遠野市松崎町白岩23地割44番地１八幡住宅46－３
債務者　松田　福寿
１　決定年月日時　平成22年８月11日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
盛岡地方裁判所遠野支部

平成２１年（フ）第１９９号
岩手県大船渡市大船渡町字台19番地16
債務者　新沼　良磨
１　決定年月日時　平成22年８月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第２９号
秋田県湯沢市稲庭町字五社ケ沢12番地２
債務者　阿部　良子
１　決定年月日時　平成22年８月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第６２号
秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字二階野165番地
債務者　高橋　広美
１　決定年月日時　平成22年８月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第６９号
秋田県横手市大森町上溝字杉平148番地
債務者　讃岐　絹枝
１　決定年月日時　平成22年８月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第７１号
秋田県横手市駅南２丁目２番57号
債務者　須藤　孝明
１　決定年月日時　平成22年８月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第８０号
秋田県湯沢市山田字福島尻66番地13　市営住宅10－１号
債務者　丹　　光子
１　決定年月日時　平成22年８月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第１６９号
群馬県館林市若宮町2755番地の２　若宮町第２住宅－５
債務者　湯澤　圭子
１　決定年月日時　平成22年８月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１７４号
群馬県館林市富士原町1125番地の13
債務者　小林　由果
１　決定年月日時　平成22年８月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第９５５号
愛知県清須市土田１丁目５番地６
債務者　丹羽美奈子
１　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３６号
埼玉県深谷市蓮沼379番地
債務者　岡　　博之
１　決定年月日時　平成22年８月12日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１８５３号
大阪府守口市金田町５丁目３番４号
債務者　友信化成こと　内川　芳隆
１　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２４９号
大阪府交野市私部南１丁目12番13号
債務者　加集　　守
１　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６９９号
大阪府茨木市平田２丁目９番１号
債務者　野村　幹雄
１　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８７８号
大阪府八尾市東久宝寺１丁目２番15号
債務者　上埜　広美（旧姓古家後）
１　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２９５号
大阪府茨木市松ケ本町６番37―302号
債務者　西嶋　美和
１　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６１８号
大阪市北区長柄西１丁目２番25―515号
債務者　田中　勝已
１　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部